

須坂市森林整備計画 変更計画書（案）

（令和8年4月1日 変更）

計画期間　自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日

長野県
須坂市

森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に基づき、須坂市森林整備計画を変更する。
なお、須坂市森林整備計画の変更は、令和8年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① P. 9, 12, 13 省力・低コスト造林等を勘案した人工造林に関する指針の追記
- ② P. 26 公益的機能別施業森林の区域の記載に当たって錯誤があった部分の訂正
 - ・長伐期施業を推進すべき森林の面積（記載訂正）

目 次

	頁
I 基本的事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	1
(2) 森林・林業の現状	1
(3) 森林・林業の課題	5
2 森林整備の基本方針	6
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	6
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	7
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7
II 森林の整備	8
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	8
1 樹種別の立木の標準伐期齢	8
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
【主伐の留意事項】	9
3 その他	10
第2 造林	11
1 人工造林	11
(1) 対象樹種	11
(2) 人工造林の標準的な方法	12
ア <u>人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の本数</u>	<u>12</u>
イ <u>その他人工造林の方法</u>	<u>12</u>
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	13
2 天然更新	13
(1) 対象樹種	14
(2) 天然更新の標準的な方法	15
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	16
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	17
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	17
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	17
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
(1) 造林の対象樹種	17
(2) 生育し得る最大の立木の本数	17
第3 間伐及び保育	18
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	18
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齡	18
(2) 間伐の標準的な方法	19
2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他	20
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1) 水源涵養機能維持増進森林	21
(2) 山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	21

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(1) 区域の設定	22
(2) 森林施業の方法	22
3 その他	26
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	26
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	27
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	27
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	27
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	27
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	27
第6 森林施業の共同化の促進	28
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	28
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	28
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	28
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	29
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	29
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	29
3 作業路網の整備	29
(1) 基幹路網	29
(2) 細部路網	31
第8 その他	31
1 林業に従事する者の養成及び確保	31
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	32
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	32
III 森林の保護	32
第1 鳥獣害の防止	32
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
(1) 区域の設定	32
(2) 鳥獣害の防止方法	32
2 その他	33
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	33
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	33
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	34
3 林野火災の予防の方法	34
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5 その他	35
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	35
IV 森林の保健機能の増進	35
1 保健機能森林の区域	35
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	35
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	36
V その他森林の整備に必要な事項	36
1 森林経営計画の作成	36
2 生活環境の整備	37
3 森林整備を通じた地域振興	37
4 森林の総合利用の推進	37

5 住民参加による森林の整備	37
6 森林経営管理制度に基づく事業	38
7 その他	38
VI 参考資料	40
1 人口及び就業構造	40
2 土地利用	40
3 市町村における林業の位置付け	41
4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	41

(別紙1) 市町村森林整備計画概要図	土地利用
(別紙2)	公益的機能別施業森林
(別紙3)	木材生産機能維持増進森林
(別紙4)	基幹路網
(別紙5)	森林經營管理事業計画区域
(別紙6)	鳥獣害防止森林区域

【主伐の留意事項】

区分	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 ⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実に配慮する。 ⑨ 林地の保全、雪崩や落石などの防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要ある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。
皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の<u>上限</u>面積は、20ha を超えないものとする。 <u>また、長野県主伐・再造林ガイドライン（令和5年3月長野県林務部）</u> <u>に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね 5 ha までを推奨する。</u> <u>なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</u> ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帶を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帶を残すよう心掛けること。 河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬などにも活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）、植栽適期の広いコンテナ苗活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を削減できる大苗の使用により下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha当たりの植栽本数（本）目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

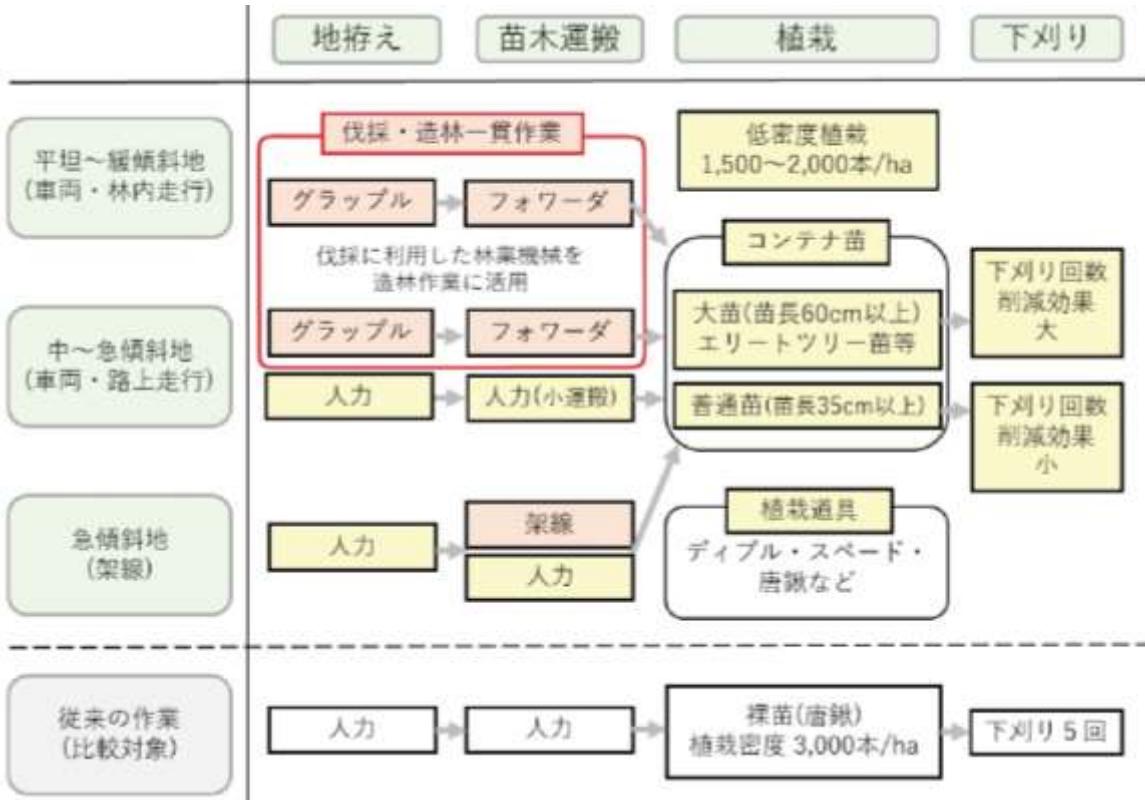
注）保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること <u>また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めること</u>
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

ウ 人工造林の省力・低コスト化

機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めることとします。組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業体の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択することとします。



【参考図】 省力・低コスト化に資する標準的な作業の組合せ

(林野庁 造林に係る省力化・低コスト化技術指針 p32 より一部改変)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成功地で天然更新が進行した箇所 (森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

【別表3】

区分	公益的機能区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	皆伐	0038 ろ,	<u>65.35</u>
	<u>あり</u>	<u>別表1及び別表2に準じる</u>	<u>0009 い, 0009 ろ, 0009 に, 0009 ほ, 0014 い, 0014 ろ, 0014 は, 0014 に, 0015 い, 0029 い, 0029 ろ, 0030 い, 0030 に, 0082 い, 0082 ろ, 0082 は, 0082 に, 0083 い, 0083 ろ, 0083 は, 0084 い, 0084 ろ, 0084 は, 0085 い, 0085 ろ, 0085 は, 0089 い, 0089 ろ, 0089 は</u>	<u>599.72</u>
特に効率的な施業が可能な森林の区域	なし	皆伐 ※人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。	0038 ろ	<u>65.35</u>
	<u>あり</u>	<u>別表1及び別表2に準じる</u>	<u>0029 い, 0029 ろ, 0030 い, 0030 に, 0082 は, 0084 い, 0084 ろ, 0084 は, 0085 い</u>	<u>200.29</u>

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当市では「NPO法人坂田山共生の森を愛する会」他3団体があるが、施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の締結を推進するために以下の支援を行います。

- ① 森林整備等を実践しているグループやNPO等に対して、国、県等関係者と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等への情報提供を行います。

なお、位置図等の情報は、下記リンクより須坂市ホームページ（社会共創部文化スポーツ課）にて公開しております。

【<https://www.city.suzaka.nagano.jp/soshiki/4010/2/1/553.html>】

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和8年1月	文書による意見照会	森林組合

2 公告・縦覧期間

令和8年2月 日～令和8年3月 日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
農林課 耕地・林務係	係長	眞島 透	
農林課 耕地・林務係	地域林政アドバイザー	河内 孝	
農林課 耕地・林務係	主任主事	石澤 由祐	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
長野地域振興局	林務課普及係		古川 俊樹	林業普及指導員
長野地域振興局	林務課普及係		堀内 栄作	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	